

## 公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、法令又は公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款に定めるもののほか、定款第26条の規定に基づき、評議員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等の出席)

第2条 理事及び監事はやむをえない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 評議員会は、必要に応じ、事務局職員及びその他の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (理事等の説明、報告)

第3条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に前項の報告又は説明をさせることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては当該提案に対する意見を求めるものとする。

### (質問の説明)

第4条 評議員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 理事は、議長の許可を得た上で、補助者に説明させることができる。

3 評議員の監事に対する質問の説明は、監事が行う。

4 理事又は監事は、質問が次の各号に該当するときは、説明を拒むことができる。

(1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合

(2) 説明をするために調査をすることが必要である場合

(3) 説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(4) 質問が重複する場合

(5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

### (採決)

第5条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

### (欠席者に対する通知)

第6条 会長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し通知しなければならない。

### (規程の変更等)

第7条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は理事会及び評議員会で審議して、会長が定める。

### 附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月17日 一部改正